

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年7月1日	有限会社ウッドベル 商会 石川県金沢市有松5-6-23	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,320,000	1,320,000	100.00%	-	当該借上宿舍は、人事異動に伴い職員宿舍の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため随意契約したものである。		19
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年7月5日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	22,450,400	22,450,400	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
平成22年度与信ポートフォリオ管理システムのプログラムメンテナンス(保険引受リスク量算定機能追加)	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年7月8日	株式会社ティージー アイ・フィナンシャル・ ソリューションズ 東京都品川区東品川 4-12-2	会計規程第25条第1項 与信ポートフォリオ管理システムは、契約の相手方が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として機構独自の計量機能を追加したものである。当該フレームワークソフトの著作権を当社が有しており、プログラム等については他に公開されていないため、今回のメンテナンスを実施できるのは当社のみであることから、本社と随意契約したものである。	14,472,000	14,316,750	98.93%	-	本システムは、当社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは当社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年7月15日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町 2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区 3-20-16	平成22年7月28日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区 三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,820,000	1,820,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
社内情報共有システム (Withシステム)パソコンに係る賃貸借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年7月30日	東京センチュリーリース株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上使用するパソコン機器の賃貸借の継続契約である。同パソコンには社内情報共有システム(Withシステム)等のソフトウェアが稼働しており、機器を交換する場合は動作確認及び不具合発生時の対応が必要となるため、同パソコンを継続して利用することが効率的であり、本社と随意契約したものである。	1,587,288	1,587,288	100.00%	-	本件は、賃貸借中のパソコンを契約期間満了後、引き続き利用する必要があったため、新規に調達した場合に比べ、極めて低コストで調達することができる再リースにより、契約を継続したものであり、再リースにより、同パソコンを継続して利用することができる本社と随意契約したものである。		19
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年9月6日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	13,975,500	13,975,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成22年9月9日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野 区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,580,800	1,580,800	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年9月10日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,400,000	1,400,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 伯耆逸夫 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成22年9月10日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,512,000	1,512,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成22年9月13日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,219,400	1,219,400	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 小柳賛平 広島県広島市中区基町8-3	平成22年9月16日	広島法務局 広島県広島市中区上八丁堀6-30	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,120,000	1,120,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
総合住宅ローンシミュレーションに係る改修業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年9月21日	スミセイ情報システム株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構ホームページに掲載している総合住宅ローンシミュレーションについて、試算機能の追加や表示内容の変更等のメンテナンスを委託するものである。本システムに関する権利は、機構独自ノウハウ等以外の一切の権利が契約相手方に留保されており、メンテナンス業務を当該権利を保有する本社以外に委託することが不可能であることから随意契約したものである。	4,148,000	4,147,500	99.99%	-	本システムに関する権利は、機構独自ノウハウ等以外の一切の権利が本社に留保されており、メンテナンス業務を実施できるのは本社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年9月27日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1

- 〔記載要領〕
1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
 2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
 3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型見直し表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成22年12月末時点の情報に基づき作成。